

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3016号)

令和5年9月21日

横情審答申第 3016 号

令和 5 年 9 月 21 日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

令和3年1月22日人調第784号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「令和2年10月28日付け人事委員会裁決書（28人（審）第1号）」の一
部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「令和2年10月28日付け人事委員会裁決書（28人（審）第1号）」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和2年10月28日付け人事委員会裁決書（28人（審）第1号）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年12月22日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号、第6号柱書及び同号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書による裁決（以下「特定裁決」という。）の対象である平成28年8月1日付で横浜市教育委員会（以下「特定処分者」という。）が行った懲戒処分（以下「特定懲戒処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「特定審査請求」という。）に係る審査請求人（以下「特定被処分者」という。）の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示とした。

なお、横浜市では、懲戒処分を受けた職員の氏名については、懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和26年12月横浜市人事委員会規則第11号）第5条の規定により、職員を懲戒処分に付した事実を横浜市報に公表することとし、当該公表に当たっては被処分者の氏名を含めて公表する取扱いとしているが、特定被処分者

は、特定懲戒処分時には県費負担教職員であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定により、懲戒に関しては神奈川県条例で定めるところによる。そのため、特定被処分者の氏名等は公表されていないことから、特定被処分者の氏名は、旧条例第7条第2項第2号ただし書アには該当しない。

(2) 旧条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

非開示とした部分のうち、特定被処分者の氏名を除く部分は、その全体を旧条例第7条第2項第2号、同項第6号柱書及び同号エに該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

ア 特定裁決のように審査請求の提起があったことが公になっている場合であっても、裁決書その他の関係資料を公にすることにより、次のおそれが生じる。

- (ア) 裁決書及び審査請求手続において提出された関係資料が公になると、懲戒その他の不利益処分を受けた職員等が外部からの批判、圧力等を忌避し、審査請求の提起をちゅうちょする、主張・立証内容を抑制することを余儀なくされるなどの事態が想定される。

懲戒その他の不利益処分に対して審査請求をする職員としては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第50条第1項の規定により口頭審理を公開で行う場合を除き、口頭審理を含めた審査請求手続の内容が公にならないことを前提としていると推定されることから、これらの情報が公にされると、当該職員の権利利益を害するおそれがあることは否定できず、職員の身分上の利益の保護を図ろうとする制度趣旨を損なうおそれがあるため、旧条例第7条第2項第2号及び第6号柱書又は同号エに該当し、非開示とした。

- (イ) 特定審査請求の手続は、懲戒処分に関するものである。懲戒処分に関する情報を公にすることにより、当該懲戒処分の対象行為の関係者が任命権者への情報提供をちゅうちょし、任命権者の懲戒処分その他の人事管理に関する情報収集に支障を及ぼすなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第7条第2項第6号エに該当し、非開示とした。

- (ウ) 本件審査請求文書には、不利益処分に係る経過、特定被処分者及び児童、保護者その他の関係者の主張、見解、言動、内心等が具体的かつ詳細に記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないため、非開示とした。

イ なお、非開示とした部分のうち、「理由」中「第3 結論」9行目及び10行目には、「懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について」（令和2年11月6日横浜市記者発表概要。以下「特定記者発表概要」という。）に記載されている内容が含まれているため、当該記載されている内容に係る部分は、開示する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、個人に関する情報以外の全部を開示することを求める。
- (2) 実施機関が非開示とした部分は、個人を特定できず、個人情報に当たらないので、非開示とすべき理由はなく、実施機関は旧条例の運用を誤っている。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 職員に対する不利益処分についての審査請求について

地方公務員法第49条の2第1項では、任命権者から懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができる。横浜市においては、実施機関が、審査請求を受理したときは、同法第50条第1項の規定に基づき直ちにその事案を審査しなければならない。同法第3項及び不利益処分についての審査請求に関する規則（平成28年3月横浜市人事委員会規則第10号）第48条の規定により、当該審査の結果に基づいて、裁決で、審査請求を却下し、若しくは棄却し、又は処分を取り消し、若しくは修正する。また、同法第50条第3項及び同規則第51条の規定により、実施機関は、裁決の結果、必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要でかつ適切な措置をさせる等その職員が

その処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定審査請求に対し、実施機関が令和2年10月28日付で特定懲戒処分を取り消した裁決書である。

ア 当審査会で見分したところ、本件審査請求文書の記載内容は、次の(ア)から(オ)までの項目に分類できると認められた。

(ア) 特定被処分者及び特定処分者並びに代理人の氏名が列記されている部分
(以下「項目1」という。)

(イ) 「主文」と題された特定審査請求に対する実施機関の結論が記載された部分

(ウ) 「事案の概要」と題された特定審査請求の趣旨及び特定懲戒処分の内容及び理由が記載された部分(以下「項目2」という。)

(エ) 「争点及び当事者の主張」と題された特定審査請求における争点並びに特定被処分者及び特定処分者の主張等が記載された部分(以下「項目3」という。)

(オ) 「理由」と題された特定審査請求に対して、実施機関が両当事者の主張の全趣旨を総合して認定した事実、争点に対する実施機関の判断等が記載された部分(以下「項目4」という。)

イ 項目4は、さらに「第1 当委員会が認定した事実」、「第2 争点に対する判断」及び「第3 結論」の項目から構成されており、実施機関は、項目1のうち特定被処分者の氏名を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして、項目2から項目4までの非開示部分の全体を旧条例第7条第2項第2号、同項第6号柱書及び同号エに該当するとして非開示とした。

ウ 当審査会が見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴並びに特定懲戒処分の対象となった行為(以下「特定処分対象行為」という。)の発生時の状況及びそれらが推測される情報、特定懲戒処分の経緯、関係者からの聴取内容、特定懲戒処分に関する関係機関の審議経過及び意見、特定審査請求の手續における特定被処分者及び特定処分者の主張、特定審査請求に対する実施機関の審議経過及び判断等が記載されている。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が非開示とした部分のうち、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

これらの情報は、特定記者発表概要として横浜市ウェブサイトに掲載して公表されている事実は認められないことから本号ただし書アに該当しない。また、懲戒処分の対象者となったことは、特定被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とはいえないことから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 実施機関が非開示とした部分のうち、特定被処分者の氏名、勤務地、担当学級及び経歴に関する情報を除く部分（上記3(2)イに掲げる部分を除く。）には、特定被処分者の発言、行為の内容や特定処分対象行為に係る特定被処分者の事実認否、特定懲戒処分に対する特定被処分者の内心や特定被処分者に関する関係者の発言・感想、特定被処分者の行為等に対する特定処分者及び関係機関の意見並びに特定審査請求に対する実施機関の判断及びその理由等が詳細に記載されている。

これらの情報及び特定被処分者が特定処分対象行為を原因とする特定懲戒処分を受けたこと、特定審査請求を提起し、特定懲戒処分を取り消す裁決を受けたことは、特定被処分者の名誉や人格に関わる情報であり、通常、他人に知ら

れたくないと認めるにつき相当の理由がある情報であると認められる。これらの情報を公にすると、地域住民や学校関係者等であれば入手可能である情報と照合することにより、特定の個人が識別され、また、仮に特定の個人を識別することはできない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 特定裁決については、特定被処分者の所属、職名、処分日、処分内容、特定処分対象行為の概要、特定裁決の日、特定裁決の骨子等を特定記者発表概要として横浜市ウェブサイトに掲載して公表していることが認められた。また、実施機関は、項目4のうち、上記3(2)イに掲げる部分は、特定記者発表概要に記載されている内容であると説明している。

横浜市が、特定記者発表概要として横浜市ウェブサイトに掲載し、自ら公表した情報は、慣行として公にされている情報と考えることが適当であるため、上記3(2)イに掲げる部分は、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。

(5) 旧条例第7条第2項第6号該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについては、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、特定被処分者の氏名以外の非開示部分については、本号にも該当する旨主張している。しかし、これらの非開示部分は、上記(4)のとおり、旧条例第7条第2項第2号に該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

項目	開示すべき部分
項目 4	「第3 結論」の9行目1文字目から12文字目まで及び10行目15文字目から31文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字と数えるものとする。項目名及び空白は、行及び文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 1 月 22 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 2 月 16 日 (第346回第一部会) 令和 3 年 2 月 18 日 (第266回第三部会) 令和 3 年 2 月 24 日 (第393回第二部会)	・諮問の報告
令和 5 年 3 月 23 日 (第291回第三部会)	・審議
令和 5 年 4 月 20 日 (第292回第三部会)	・審議
令和 5 年 5 月 18 日 (第293回第三部会)	・審議
令和 5 年 6 月 15 日 (第294回第三部会)	・審議
令和 5 年 7 月 20 日 (第295回第三部会)	・審議